

庄原市監査委員告示第6号

平成25年3月13日付け庄原市監査委員告示第2号で公表した財政援助団体等監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、庄原市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成25年7月23日

庄原市監査委員 高野美則  
同 坂本義明



平成24年度監査結果報告（財政援助団体等監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
〔公の施設の管理団体：帝釈自治振興区（所管部署：東城支所企画調整室）〕			
(1) 事業計画書について（団体及び所管室に対するもの）	毎年度、基本協定に基づき指定管理者から提出される事業計画書は、指定管理業務の実施計画であり、適正な指定管理業務が計画されているか、また、決算時には適正に実施されているか把握するために必要である。基本協定に基づく事業計画書が提出されていなかった。については、指定管理者は事業計画書を提出され、所管室においては計画書の内容を確認されたい。	平成25年度年度協定締結にあたっては事業計画書が提出されており内容を確認した。平成26年度以降も提出するように指導した。	庄原市帝釈自治振興センターの管理に関する基本協定書第16条
(2) 業務の第三者による実施について（団体に対するもの）	管理業務の一部を第三者により実施させる場合、基本協定書に基づき市の承諾を受けなければならない。浄化槽点検業務と草刈り業務が委託されていたが、市の承諾を受けていなかった。書面により市の承諾を受け、管理業務を第三者に委託されたい。	管理業務の一部を第三者への業務委託は、市の承諾を要すること。さらに、書面による承諾申請を提出されるよう指導した。	庄原市帝釈自治振興センターの管理に関する基本協定書第10条
(3) 施設の使用許可事務等について（団体に対するもの）	利用料金の収入は、市自治振興センター設置及び管理条例により利用料金を納期限に納付しないときには使用の停止、許可の取消しができることとなっている。このことから、利用料金は使用前の納付が適切と考えられる。使用後の納付が見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。	利用料金は使用前の納付が利用者によりなされるよう指導した。	庄原市自治振興センター設置及び管理条例第9条
(4) 浄化槽の法定点検業務（11条検査）について（団体に対するもの）	浄化槽の管理者は、浄化槽の保守点検等が適正に行われ、機能が発揮されているか、年に1回定期検査を受けることが義務づけられている。この法定点検業務（11条検査）が実施されていなかったため、留意されたい。	平成24年度内において法令に定める法定点検業務が実施されたことを確認した。浄化槽の管理者として今後においても適正に実施されるよう指導した。	浄化槽法第11条

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(5) 業務実施状況の確認について（所管室に対するもの）	指定管理施設の管理の適正を期するためにも、実績報告書の内容確認及び、基本協定に基づいた業務及び経理の状況の実地確認に努められたい。	実績報告書に基づく状況確認を行った。また、業務の実施状況等が基本協定書に添うものであることを実地にて確認する。	
〔公の施設の管理団体：社会福祉法人東城有栖会（所管部署：東城支所市民生活室）〕			
(1) 事業計画書について（団体及び所管室に対するもの）	指定管理者は事業計画書を提出され、所管室においては、計画書の内容を確認されたい。	平成 25 年度事業計画書は提出されたため、内容を確認した。平成 26 年度以降も提出するよう指導した。	
(2) 業務の第三者による実施について（団体及び所管室に対するもの）	指定管理者は管理業務の一部を第三者により実施させる場合、書面により市の承諾を受け、業務管理を第三者に委託されたい。所管室においては、再発防止に努められたい。	平成 25 年度においては、第三者への委託について承認願いが提出されたため、承諾をした。平成 26 年度以降も提出するよう指導し、再発防止に努める。	
(3) 収支決算書について（団体及び所管室に対するもの）	<p>諸経費について、本部経費の配分方法等を明確にされたい。</p> <p>また、団体の経理では計上されていたものが収支決算書では未計上となっていたが、施設の運営管理において必要とされる経費については計上すべきと思われるので、協議。検討されたい。</p> <p>なお、決算報告の際には、内訳を記載することにより、明確な収支報告を実施するよう検討されたい。</p>	<p>諸経費について、本部経費への配分等明確にし、収支決算書へ計上するようにする。</p> <p>平成 24 年度収支決算書について内訳の添付を要請し、提出された。平成 25 年度以降も同様に提出するよう指導した。</p>	

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(4) 経理業務について（団体に対するもの）	<p>ア．法人の経理規程に定められた、伝票への会計責任者の承認印が見受けられなかった。適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ．旅費の執行において、根拠が不明な費用が計上されていた。旅費規程に準じて事務処理を行われたい。</p>	<p>ア．法人の経理規程に基づき、適正な経理事務を行うよう指導した。</p> <p>イ．旅費規程に準じた事務処理を行うよう指導した。</p>	
(5) 業務実施状況の確認について（所管室に対するもの）	<p>実績報告書の内容確認及び、基本協定に基づいた業務及び経理の状況の現地確認に努められたい。</p>	<p>平成 24 年度実績報告書の内容確認を行った。また、平成 25 年度から業務及び経理の状況について、定期的に現場に赴き、現地確認を実施する。</p>	